

平成 19 年度合法性・持続可能性証明システム普及事業実施要領（案）

1. 事業の目的

合法木材の供給及び調達（利用）の促進を図るため主要国サミットでの違法伐採の取組などを踏まえ、地方公共団体、森林所有者、木材関連業界、消費者団体、一般消費者及び諸外国等に対する普及・啓発活動を実施する。

2. 事業の実施方向

（1）普及・啓発の対象

違法伐採対策の効果的な実施という観点から、木材製品等の利用に関する行政機関、業界団体及び事業者、並びに消費者団体及び消費者、木材製品等の供給に関する国内の業界団体及び事業者（森林所有者を含む）並びに海外の木材輸出関係者、等、幅広い関係者を対象として普及・啓発活動を行う。

（2）普及・啓発の方向

需要・調達側に対して、国、地方自治体、企業、業界団体、一般消費者などを対象とした合法木材PRパンフレットを作成・配布するほか、新聞等への広告、エコプロダクツ展などへの出展、各種セミナーの開催、合法木材製品の紹介用ホームページを作成、合法木材マークの検討などを通して、違法伐採問題への取組の認識を広め、合法木材製品の普及を図る。

国内の供給側に対しては、業界認定システムにより供給される合法木材製品の信頼性を確保するため、認定団体および認定事業者の責任者などを対象とした研修を実施する。

産地国の供給サイドに対しては、違法伐採対策推進国際セミナー2007in東京の「合法木材（Goho-wood）は地球を守る第一歩、国際セミナーをきっかけとしてGoho-wood認証システムのネットワークを作ろう」の呼びかけを踏まえ、合法木材ナビ上に世界中の合法性等を証明するシステムの情報交換をする場を作り、信頼性と普及可能性(Credibility and Distirbutablity)の二つをキーワードとした合法木材等証明システムの普及のための国際セミナーを開催する。

3. 具体的な事業内容

（1）需要・調達側への普及啓発

ア 合法木材製品普及用のパンフレットなどの作成配布

合法木材製品の購入調達を推進するため、国、地方自治体、企業、住宅・木材製品業界

団体、ホームセンターDIY 関係者、一般消費者を対象としたパンフレットを作成し、セミナー、展示会などあらゆる機会を通じて配布を行う。

イ 商品フェアでの展示

昨年に引き続きエコプロダクツ展など建材・環境製品など商品フェアの場で、合法性等証明システムの内容と合法木材製品等の利用促進に向けた展示を行う。

ウ 業界団体小セミナーの開催

文具・家具・住宅など川下の関係団体の会合の際に、合法木材製品に対しての理解を広めるための小セミナーを行う。

エ 合法木材製品紹介用ホームページの普及

合法木材製品供給事業者が需要調達者、消費者に同製品を直接 PR するツールとして昨年度の事業で構築した合法木材ナビ上の表記ページを普及し、掲載内容の充実を図る。

同ページに製品を掲載する事業者の申請・審査手続きなどは別途定める。

オ 合法木材マークの検討

合法木材を証明する取組を普及するため合法木材マーク（仮称）を作成し、① 合法木材の証明システム及び合法木材・同製品のPR、② 合法木材・同製品の供給事業者の表示に使用することとする。また、合法木材・同製品（主として家具・文具類など最終消費物品）の表示への使用については別途検討する。合法木材マークの使用認定にかかる運用基準については別途定める。

（２）国内の供給者への普及啓発

業界認定システムにより供給される合法木材製品の信頼性を確保するため、「合法木材等供給体制に関する研修の実施要領」に基づき、認定団体における認定業者の審査及び運営の責任者などを対象とした「合法木材供給等事業者認定団体研修」、および、認定事業者の分別管理・文書管理責任者などを対象とした「合法木材供給等事業者研修」を実施する。実効性のある実施ができるよう、事業者研修用のテキストのモデルを作成配布するほか、受講証等に関する手続規定を別途定める。

また、広く事業者の認定が進むように、違法伐採問題の取組の意義、需要者側の動きなどのPRを引き続き進める。

（３）海外の供給者への普及啓発

ア Goho-wood 認証システムネットワーク

違法伐採対策推進国際セミナー2007in 東京の「合法木材（Goho-wood）は地球を守る第一歩、国際セミナーをきっかけとしてGoho-wood 証明システムのネットワークを作ろう」のいう呼びかけを踏まえ、合法木材ナビ上に世界中の合法性等を証明するシステムの情報交換をする場を作ることとする。

合法木材ナビの内部に「〇〇の合法木材証明システム」Goho-wood Verification System

from xxx（仮題）のページを日本語・英語で構築し、合法木材を証明して国際市場に販売している企業、業界団体などに参加を呼びかける。普及を行うとともに関係者の投稿が掲載されるオープンなシステムとし、ネットワーク化を図る。

管理のための委員会の設置、掲載の基準などについては別途定める。

イ 第2回違法伐採対策推進国際セミナーの開催

信頼性と普及可能性(Credibility and Distirbutablity)の二つをキーワードとし第2回違法伐採総合対策推進国際セミナーInternational Seminar II in Tokyo for Goho-wood Verification 2007 を12月に開催する。国内の輸入材関係者、海外のGoho-wood証明システムネットワーク参加者、同管理委員会メンバーなどを参加者として、我が国の違法伐採問題への取り組みへの理解を深めるとともに、海外での取り組み状況等に関する情報交換をはかる。